

# しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントロゴマーク使用取扱要領

滋 賀 県

(趣 旨)

第1条 本要領は、2050年までに滋賀県内のCO<sub>2</sub>を含む温室効果ガス排出量を実質ゼロにするための取組「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメント」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマークのデザインと使用にあたっての留意事項)

第2条 ロゴマークのデザインは、別紙「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントロゴマーク・アイコン使用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくものとする。ロゴマークの使用においては、しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントの取組に関わる多様な主体をつなぎ、様々な活動や事業の創発を促進することにより、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現に資するよう努めるものとする。

(ロゴマークの使用者および使用範囲)

第3条 しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントへの賛同宣言をした者（以下「賛同者」という。）は、しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントの推進および情報発信のため、普及啓発、商業利用等を目的としてロゴマークを使用することができる。

(事務局)

第4条 ロゴマークの管理に関する事務は、滋賀県総合企画部CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課において処理する。

(使用の申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、予め、別記様式第1号「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントロゴマーク使用申請書」（以下「申請書」という。）により、CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課長に申請するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合
- (2) 賛同者(団体会員にあつては、その役職員を含む。)が自らの名刺に掲載する場合
- (3) 研究者等が学術的な目的でしがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントを紹介するた

めに資料を作成する場合

- (4) 企業・団体等の組織内部で、しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントを説明するための資料を作成する場合
- (5) その他、CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課長が適当と認める場合

(使用承認書の交付および使用の有効期間)

- 第6条 前条に基づく申請があった場合、CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課長はその内容を確認し、適当と認める場合には、別記様式第2号「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントロゴマーク使用承認書」を申請者に交付する。
- 2 使用の有効期間は、申請書記載の使用開始日が属する年度の末日とし、期間満了後に引き続いて使用する場合は、前条に基づき、再度申請するものとする。
  - 3 滋賀県は、前条の規定による申請に要した費用を一切負担しない。

(ロゴマークの取得および使用)

- 第7条 使用者は、ロゴマークのデータを事務局からの送付により取得するものとする。ただし、取得したロゴマークのデータは、CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課長の許可なく他者へ提供してはならない。
- 2 前項により取得したデータは、第5条により提出した申請書に記載した使用方法に限って使用するものとする。
  - 3 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(ロゴマークに係る権利)

- 第8条 ロゴマークに関する一切の権利は、滋賀県に帰属する。使用者は、ロゴマークならびにロゴマークを含む商標および模様等について、商標登録および意匠登録をしてはならない。

(ロゴマークの使用報告等)

- 第9条 CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課長は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、またはロゴマークを使用した物品や資料等の提出を求めることができる。

(使用者の制限)

- 第10条 CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課長は、ロゴマークを使用しようとする者（申請者が法人の場合、法人の役員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その使用を認めないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（同条第 1 項第 5 号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 法令および公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (5) しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントの活動全体または滋賀県の信用もしくは品位を損なうと認められる行為を行う者

（使用にあたっての禁止事項）

第 11 条 ロゴマークの使用にあたり、次の各号に掲げる事項は禁止する。

- (1) ロゴマークの使い方を定めたガイドラインに沿わない使い方
- (2) 法令および公序良俗に反すると認められる方法で使用する
- (3) 宗教的行事、政治活動等のために利用すると認められる方法で使用する
- (4) しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメントの活動全体または滋賀県の信用もしくは品位を損なうと認められる方法で使用する
- (5) 不当な利益を得るおそれがあると認められる方法で使用する
- (6) 第三者の利益を害するものと認められる方法で使用する
- (7) 使用者が提供する物品やサービス等について、滋賀県により品質や安全性が保証されていると誤認させる方法で使用する
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第 2 条の規定に反するまたは品位が損なわれるおそれがあるとCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課長が認める方法で使用する

（使用の停止等）

第12条 CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の停止を求めることができる。

- (1) 受理した申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (2) 受理した申請書に記載した使用期間を過ぎて使用し続けた場合
  - (3) 前二条の各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (4) その他、使用の継続が不相当であると認められた場合
- 2 使用者が前項各号の規定に該当したときまたは該当している疑いがあるとき、CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課長は使用者に対し是正の指示を行うことができる。
- 3 使用者が第 1 項に規定する求めまたは前項に規定する指示に応じない場合、C

O<sub>2</sub>ネットゼロ推進課長は使用者に対しロゴマークの使用停止を命じることができる。

- 4 前項の規定により使用停止を命じられた者は、使用停止の日からロゴマークを使用することはできない。
- 5 滋賀県は、前四項の規定による使用の停止や是正に伴って生じた損害について、一切の責任を負わない。

(事故、苦情等の処理)

第13条 ロゴマークを使用した活動や商行為等において事故や苦情が発生した場合、または使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、使用者は、これに対し全責任を負って必要な措置を講ずるものとし、滋賀県は、使用者に生じる損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者が滋賀県に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(その他)

第14条 本要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項は、CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和4年(2022年)5月9日から適用する。